

# マイナンバー制度と住民基本台帳制度について



マイナちゃん

令和2年1月24日  
総務省自治行政局住民制度課



マイキーくん

# マイナンバーカードの発行等に要するR1補正、R2当初予算の状況

令和元年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議で示された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」等を踏まえ、令和2年度に予定されているマイナンバーカードを活用した消費活性化策や令和3年3月から本格運用が開始される健康保険証としての利用等に向けてマイナンバーカードの普及・利活用を推進

【R1補正予算案 114.5億円、R2当初予算案:1,365.4億円】

## ○個人番号カード交付事業費補助金： R1補正予算案 50.1億円、R2当初予算案 755.6億円)

### 【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、市町村が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に対し、通知カード・マイナンバーカード関連事務を委任。市町村がJ-LISに対して交付する交付金に対して補助

- ① 通知カード等の作成・発送事業
- ② マイナンバーカードの申込処理・発行事業
- ③ カード製造事業
- ④ コールセンター事業
- ⑤ 保守・運用等事業 等

## ○個人番号カード交付事務費補助金： R1補正予算案 64.4億円、R2当初予算案 609.9億円

### 【内容】

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助

### <主なもの>

- ① マイナンバーカード交付のための時間外手当等の人件費
- ② 申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付のための経費
- ③ 臨時交付窓口設置に係る経費 等

# 個人番号カード交付事務費補助金交付要綱の主な改正の概要

## 令和2年1月に予定している主な改正内容

### 補助対象経費の追加

- マイナンバーカード(電子証明書を含む)の更新のために要する経費
- カード申請書類(国保・後期高齢者被保険者等への配布用を含む)を作成する経費
- 統合端末の委託に要する経費
- 臨時窓口設置のための委託に要する経費
- 会計年度任用職員の人件費(令和2年4月1日施行)
- 任期付職員の人件費(カード交付事務のために増員する分に限る)

### 算定方式の見直し

- 小規模団体(人口5万人未満)において、恒常的に発生する経費について配慮する仕組みを追加

## <参考> 前回の主な改正内容(令和元年9月25日改正)

### 補助対象経費の追加

- 申請受付用のタブレット端末、モバイルプリンタ、ウェブカメラの購入費用(令和元年度中)及び出張申請受付等の実施に係る旅費等を新たに対象経費に追加
- 交付予約のためのサイト及び電話窓口に係る経費を対象経費に追加 ※令和元年9月から令和3年3月末まで
- 交付に用いる統合端末等の追加整備に係る経費を対象経費に追加 ※令和元年9月から令和3年3月末まで

### 算定方式の見直し

- 交付額の算定の根拠となる基準額の算出方法に、出張申請受付及び申請サポート方式の優位性を付与
- 基準額との比較算定の結果、実支出額で補助されなかった市町村に対し、出張申請受付の件数に応じて再配分する仕組みを追加
- モデル事業を実施するためにかかる費用については、基準額との比較算定をせずに実支出額を補助の対象とする  
※令和3年3月末まで

# 令和元年度個人番号カード交付事務費補助金執行スケジュール

## 1 令和2年の日程

1月下旬	所要見込額等調及び対象経費見込額調について（依頼） ※同日付で改正した補助金交付要綱 通知
2月上旬	所要見込額等調及び対象経費見込額調 提出締切
2月19日（水）	交付決定予定額の連絡及び事務費補助金の交付申請について（依頼）
2月25日（火）	交付申請 締切
2月28日（金）	交付決定 通知
3月16日（月）	所要額等調、対象経費調及び額の確定報告について（依頼）
4月3日（金）	所要額等調及び対象経費調 提出締切（電子データ）
4月7日（火）	事務費補助予定額を総務省から都道府県に連絡
4月8日（水）	事務費補助額を都道府県から総務省に報告
4月10日（金）	所要額等調、対象経費調及び額の確定報告 提出締切（書面）

## 2 これまでの執行手続との相違のポイント

- ①補助金をより適正に執行する観点から、都道府県が市区町村の対象経費を確認する日程を確保する。（1月下旬～2月上旬（予定））
- ②これまでは、算定に必要な数値を総務省から都道府県に連絡していたが、複雑な算定を短期間に実施することになることを踏まえ、今回は、交付決定予定額を連絡する。

# 個人番号カード交付事務費補助金 所要見込額等調の確認事項(例)

補助金をより適正に執行する観点から、都道府県においては、市区町村の対象経費について、以下の事項等を確認した上で、総務省に提出していただきたい。(別途通知発出予定)

## ○ 人件費

(職員手当等)

・カード交付事務に従事する職員に係る経費となっているか。

(賃金・共済費)

・カード交付事務に従事する臨時職員等に係る経費となっているか。

・他の業務を兼務することを前提とした雇用形態の場合は、カード交付事務分を按分して計上しているか。

(委託料)

・委託先における勤務状況を確認しているか。

・他の業務も含めて委託を行っている場合は、カード交付事務に係る委託分を按分して計上しているか。

## ○ 出張申請受付方式等に係る経費

・申請サポート方式と出張申請受付方式の件数を混同して計上していないか。

・出張申請受付方式の受付枚数と交付枚数を正しく計上しているか。

・申請サポート方式の件数は、庁舎外でサポートした件数となっているか。

## ○ 個人番号カードの交付に用いる統合端末等に係る経費

・端末等の購入費が計上されていないか。(購入は補助対象外)

## ○ その他

・要綱に記載のない費用が計上されていないか。

## <参考>

### ○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(抄)

第6条第1項 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。

### 第26条第2項

国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

### ○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(抄)

第17条第1項 各省各庁の長は、法第26条第2項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)が行うこととすることができる。

### ○ 予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村等であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件(平成27年7月30日総務省告示第260号)(抄)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第十七条第一項前段の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村等であるものの交付に関する同表の下欄に掲げる事務を都道府県の知事が行うこととしたので、令第十七条第四項の規定により告示する。

(下欄)二 法第六条第一項の規定に基づく補助金等の交付に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

# コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア(約54,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
令和2年1月6日時点	675	9,867万人
令和元年度末見込み	744	10,346万人

## 【地方財政措置による支援】

自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 令和4年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 令和元年度末の対象人口 1億人を目標

## 年度別コンビニ交付通数

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度(4~12月)
住民票	432,348	748,120	1,273,482	1,773,227	1,630,835
住記載	2,213	6,310	14,418	22,577	21,234
印鑑	393,904	664,150	1,086,277	1,436,862	1,288,950
税	46,253	87,051	175,996	255,328	273,634
戸籍	24,643	47,196	112,206	192,234	209,486
附票	2,951	5,714	11,869	17,575	18,228
合計	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,803	3,442,367





# 本人確認情報の長期かつ確実な保存(除票の除票簿への保存等)関係 改正概要

## 改正の背景

- 住民票情報は情報システムを活用する行政事務の基盤(マイナンバーや住民票コードの原本)  
例) マイナンバー制度の活用により、年金など長期にわたり個人情報システム上管理する事務が効率的に実現可能
  - 土地所有問題への対応など、現在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」が公証されることへのニーズの高まり  
例) ・土地所有者の探索 ・休眠預金の活用時の同一人性の証明 ・車の廃車や譲渡時の同一人性の証明 等
- ◆経済財政運営と改革の基本方針2018/未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)  
所有者不明土地等について、基本方針等に基づき、期限を区切って対策を推進する。(略)また、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。
- 市町村によっては、法令の保存期間を超えて保存し、条例に基づき「写し」の交付を行っている現状に対応

## 住民基本台帳法の一部改正

本人確認情報の長期かつ確実な保存のため、住民票等を削除した後も「除票」として保存

- ① 「除票(簿)」、「戸籍の附票の除票(簿)」の位置付け
- ② 住民票の除票、戸籍の附票の除票の写しの交付等の制度の明確化
- ③ 安全管理措置や不正取得に対する罰則等の保護措置の規定

- i) 住民票の除票、戸籍の附票の除票についての市町村長の安全管理義務
- ii) 偽りその他不正の手段による写しの取得への罰金等

公証基盤として制度上明確に位置付け長期かつ確実な保存を実現

保存期間延長を政令改正で措置  
(現行)5年間⇒(改正後)150年間

施行期日: 令和元年6月20日  
5年超保存する除票の写し等の交付については、公布の日から3年以内で政令で定める日から適用

システム改修に係る経費について、**普通交付税措置**を講ずる



# マイナンバーカードの普及・利活用に関する地方公共団体の取組事例集について

事務連絡  
令和2年1月10日

各都道府県社会保障・税番号制度担当課  
各指定都市社会保障・税番号制度担当課 御中

## マイナンバーカードの普及・利活用に関する 地方公共団体の取組事例集について(情報提供)

平素よりマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」において、マイナンバーカードの利便性と活用シーンの拡大を推進することとされています。

総務省行政評価局では、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及と利便性の向上が求められている中、政策評価審議会の場においても具体的な行政サービスの例を挙げて課題の提起があったことから、各地方公共団体における先駆的な取組事例について、地方公共団体の実務担当者目線で情報を収集し、分野別に、取組の内容、規模(利用者数、導入コスト等)、経緯、アピールポイント、課題等の情報を整理したところです。  
つきましては、同局がまとめた別添事例集を送付いたしますので、執務の参考にしてください。

各都道府県におかれては、域内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

# マイナンバーカードの印鑑登録証としての利用について

- 印鑑登録証明書を市区町村窓口において取得するためには、原則として、印鑑の登録の際に交付される印鑑登録証を持参・提示する必要がある。
- 一方、以下の3つの方法により、印鑑登録証ではなくマイナンバーカードを持参することで、印鑑登録証明書を市区町村窓口において取得することができる。
  - ① コンビニ交付サービス導入団体に対してJ-LISから無償で配布される窓口申請ツールと、既存の端末等(タッチパネルディスプレイがあるもの)やICカードリーダーライター、プリンタ等を用意することにより、市区町村の窓口においてもコンビニ交付と同様に証明書の交付を受けることが出来る「らくらく窓口証明書交付サービス」を導入。
    - …コンビニ交付サービス導入市区町村において可能
  - ② マイナンバーカードのICチップの空き領域を活用し、マイナンバーカードを印鑑登録証として利用。
    - …すべての市区町村において可能
    - ※ システム構築等のほか、印鑑登録証明書を交付する事務の処理にマイナンバーカードを利用する旨を、独自利用条例で規定する必要がある。(番号利用法第18条第1号)
  - ③ 利用者証明用電子証明書を活用し、マイナンバーカードを印鑑登録者識別カードとして利用。
    - …すべての市区町村において可能
- 住民サービスの向上やマイナンバーカードの利活用の促進の観点から、マイナンバーカードを利用して市区町村窓口において印鑑登録証明書を取得できるよう、以上の方法の導入を検討していただきたい。

# マイナンバーカードの代理受領が認められる範囲について

## 【現在の取扱い】

- マイナンバーカードの交付に当たっては、原則、市区町村職員による対面での本人確認が必要となるが、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、代理人に交付することができることとされている(番号利用法施行令第13条第3号)。

## 【改善事項】

- 交付申請者の出頭が困難である「病気、身体の障害」については、マイナンバーカード交付事務処理要領(平成27年9月29日付け総行住137号)において「診断書、本人の障害者手帳、本人が施設等に入所している事実を証する書類など」により疎明を求めることが考えられる旨を示しているが、市区町村ごとの判断により疎明資料として認められる書類の範囲に相当程度の差異が生じている。

⇒ 市区町村の判断に資するよう、以下の内容の質疑応答を発出。

病気、身体の障害により交付申請者の出頭が困難である場合としては、①要介護認定を受けている場合や、②市区町村の役所・役場への来庁が困難な程度の身体障害の認定を受けている場合、③長期入院中の場合などが考えられる。

これらの場合の疎明資料としては、①要介護認定を受けている旨が記載された介護保険被保険者証、②障害種別や障害程度等が記載された身体障害者手帳、③入院料等の記載がある医療費の領収書(1ヶ月以内に発行されたもの)等が考えられる。

# マイナンバーカードの郵送方法について

## 【現在の取扱い】

- 出張申請受付方式又は申請時来庁方式によりマイナンバーカードを交付する場合、申請者が確実に受領できる方法、即ち本人確認を行った上で名宛人本人に限り交付し、又は配達する方法により交付が可能となっている(番号利用法施行令第13条第2項、カード省令第23条の2)。

※日本郵便の本人限定受取郵便のほか、ヤマト運輸の宅急便「本人確認サービス」、佐川急便の受取人確認サポートが該当。

- 本人限定受取郵便の名宛人が乳幼児などである場合については、法定代理人を代人(※)として指定して受け取ることができる旨を質疑応答により示している(令和元年10月21日付け事務連絡)。

※本人限定受取郵便は、名宛人のほか、差出人が指定した代人一人に限り郵便物を受け取ることができる。受取の際はこれらの者の本人確認書類の住所と郵便物に記載された送付先の住所が一致している必要がある。

## 【改善事項】

- 出張申請受付により交付申請した者が寝たきりの状態である場合や、施設等に長期間入所・入院しながら当該施設等に住所を移していない場合等には、本人限定受取郵便を受け取ることができないという状態が生じている。

⇒ マイナンバーカードを本人限定受取郵便により送付する際の代人の範囲については、寝たきりの状態である場合や施設等に長期間入所・入院している場合に、家族等が代人として受け取ることができるよう、出張申請受付による受付時に本人から送付先情報を記載した代人指定申出書の提出を受けることで、法定代理人以外の者であっても代人として指定することを可能とする旨の質疑応答を発出。

⇒ 加えて、本人が簡易書留により確実に受領できる旨を申し出た場合には「簡易書留による受領申出書」の提出を受けることで、本人の住所地に簡易書留によりマイナンバーカードを送付することを可能とし、また、身寄りのない施設等入所者など市町村長がやむを得ないと認める場合には、当該施設等宛てに簡易書留によりカードを送付することを可能とする省令改正を予定。

# マイナンバーカードの交付予約の管理における個人情報の適切な取扱いについて

事務連絡  
令和元年12月27日

各都道府県社会保障・税番号制度担当課  
各指定都市社会保障・税番号制度担当課 御中

## マイナンバーカードの交付予約の管理における個人情報の適切な取扱いについて(周知)

平素よりマイナンバー(社会保障・税番号)制度の推進及びマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今後のマイナンバーカードの交付枚数の増加が見込まれる中、多くの市区町村において交付予約の導入又は導入を検討いただいているところですが、交付予約に関する情報を端末や電子媒体に保存又は書面に印刷して持ち運ぶ場合には、紛失、盗難のおそれがあること、交付予約の管理を外部の事業者に委託する場合には、委託先においても情報管理を徹底する必要があることから、交付予約の際の個人情報の取扱いについて、改めて「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成30年9月版)に沿った対応をお願いします。特にご留意いただきたい事項について、情報セキュリティ対策基準の例文(抜粋)を別紙のとおり添付していますので、ご活用ください。

なお、予約管理に当たり、例えば、交付通知書に記載した管理番号を使用するなど、個人情報の保有を最小限にする取組を行っている例もありますので、ご参考ください。

各都道府県におかれては、域内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

# 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要

## 改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
  - 国外に長期滞在する日本国民が増加
  - デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
- 例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に  
・将来的には在外投票におけるインターネット投票

<参考> ・国外に滞在する日本国民 約135万人(平成29年)  
※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍  
・年間に出国する日本国民 約17万人(平成29年)

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、  
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

## 住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加  
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票本人確認情報提供機能構築
  - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
  - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

## 公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
  - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
  - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
  - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

## マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
  - i) 附票管理市町村長が発行
  - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

施行期日: 公布の日から5年以内で政令で定める日

# マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費

- デジタル手続法による改正後の住民基本台帳法等に基づき、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現するため、必要となるシステム改修を行う。

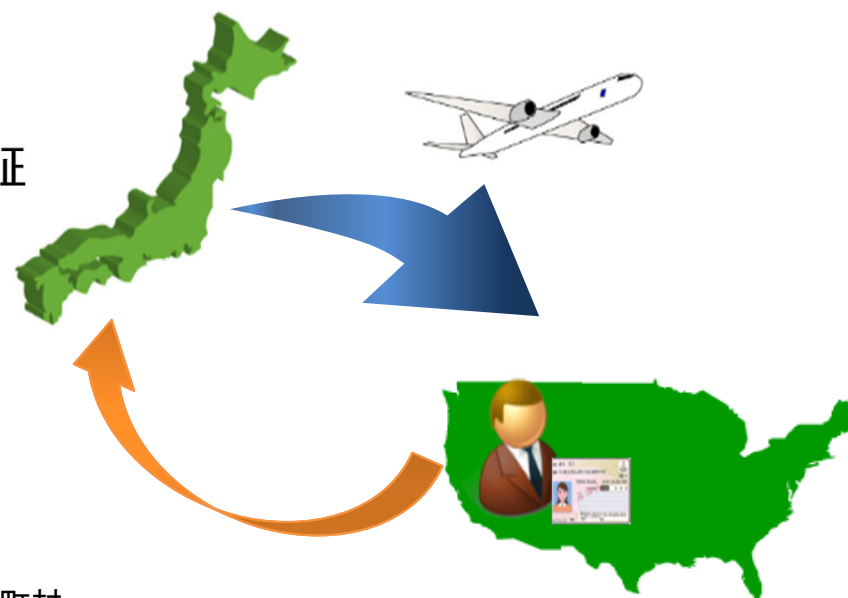
## 【R2予算案:235.0億円】

地方公共団体情報システム機構のシステム改修等の委託費 <84.4億円>  
市区町村のシステム改修等の補助金 <150.6億円>

### 【主な事業内容】

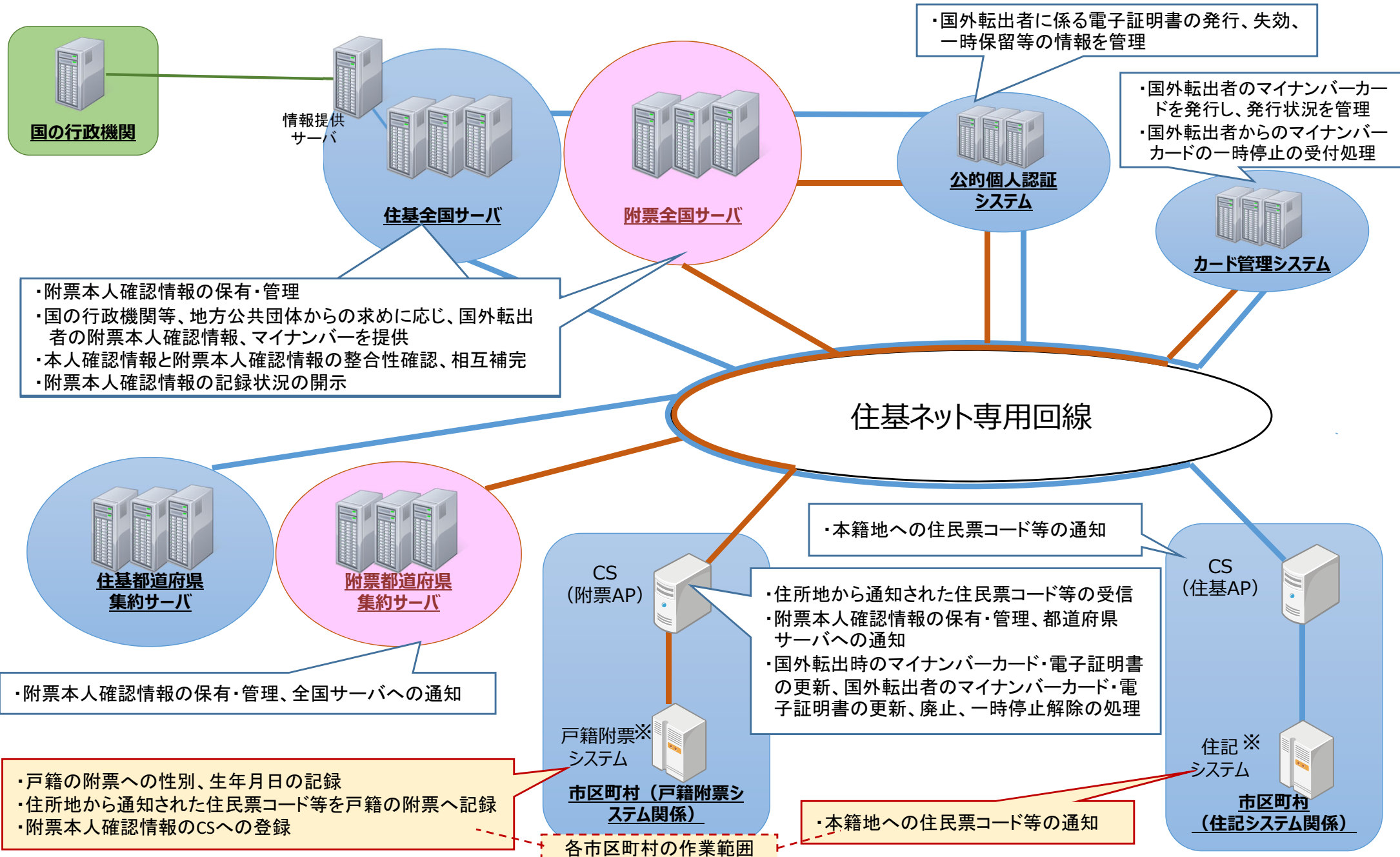
- 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用の実現
  - ・ 戸籍の附票への性別・生年月日・住民票コードの追加
  - ・ 附票本人確認情報※の保存、提供等
  - ・ 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の発行、失効等

※ 戸籍の附票に記載されている氏名、性別、生年月日、住所、住民票コード等。本籍地市町村から都道府県へ、都道府県からJ-LISに通知される。



マイナンバーカード・公的個人認証サービスの利用

# マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に関し各システムに追加する主な機能

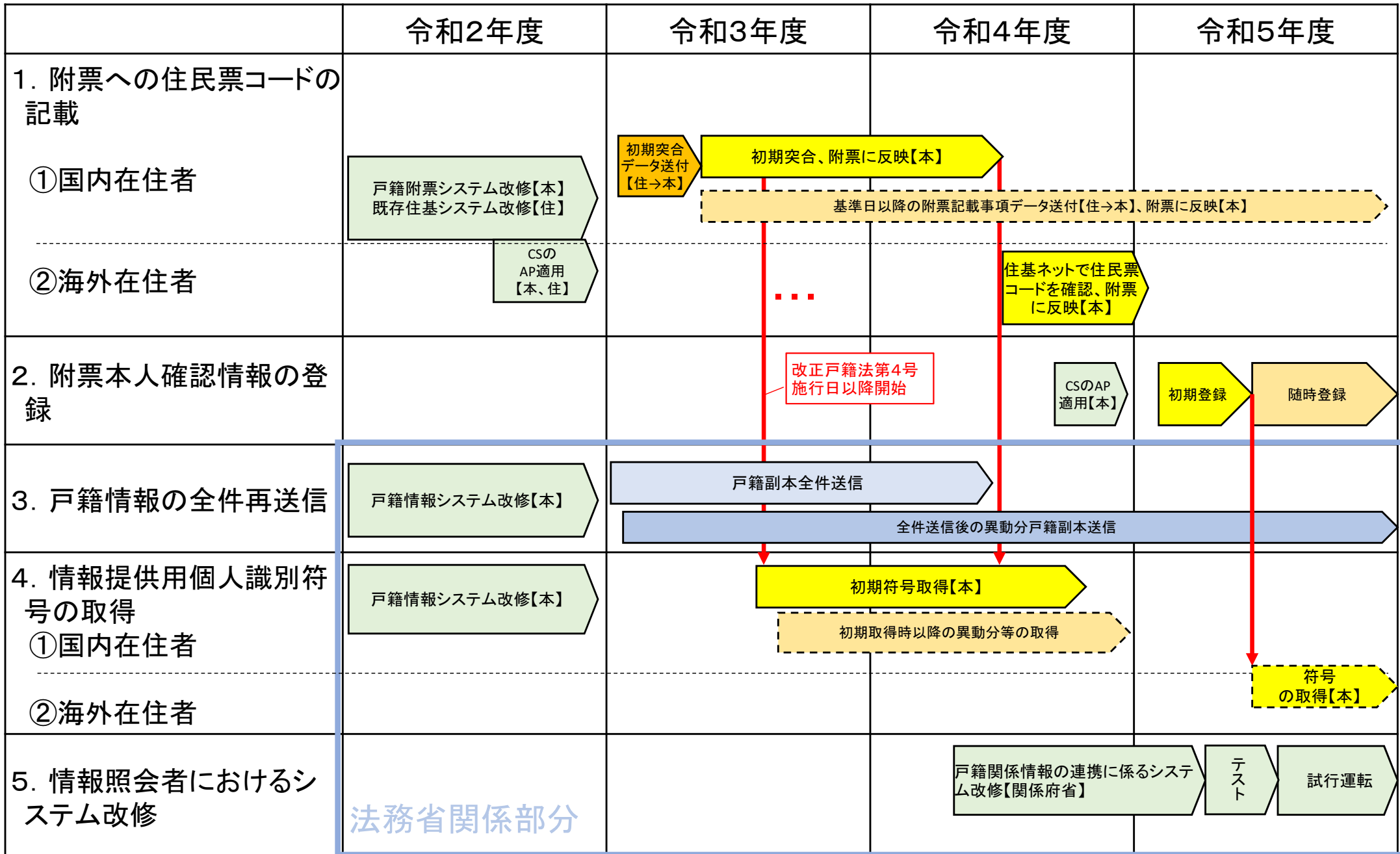


※住記システム及び戸籍附票システムの改修内容の詳細については、「既存住基改造仕様書」及び「戸籍附票システム改造仕様書」に記載。これらの資料については、J-LIS 住基全国センターのホームページ「住基ネット業務担当者コーナー」内の「市町村向け」ページに令和元年7月より公開（同年12月更新。今後も順次更新の予定）。



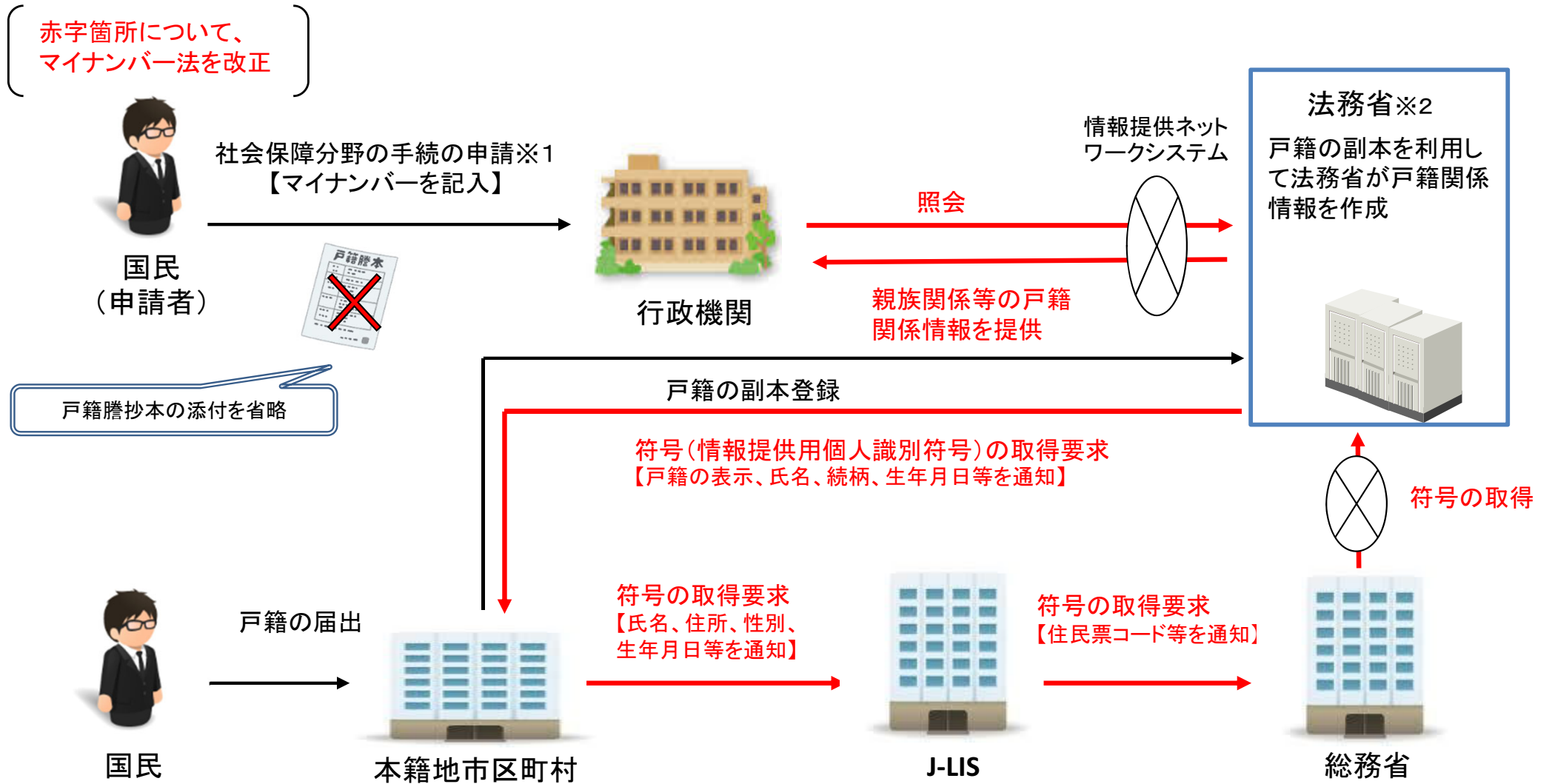
# 国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用及び 戸籍関係情報の情報連携に係る市町村作業スケジュール

未定稿



※ 表中の【本】は本籍地市町村、【住】は住所地市町村のこと

戸籍関係情報を情報連携の対象とすることにより、社会保障分野の事務手続において申請者に提出が義務付けられている戸籍謄抄本の添付省略を実現し、国民の利便性向上を図る。



※1 健康保険の被扶養者の認定、奨学金の返還免除、国民年金の第3号被保険者の資格取得の届出、児童扶養手当の支給をはじめとする手続において戸籍謄抄本の添付省略を可能とする(引き続き戸籍謄抄本の添付が必要となる場合もある。)

※2 法務省は、マイナンバーそのものは保有しない。また、戸籍事務においてマイナンバーは利用されない。

# DV等支援措置に関する適正な事務執行の徹底に関する最近の要請

## <最近の事案>

支援対象者(DV等被害者)の  
転出届の受理通知を  
加害者へ誤送付

支援対象者の住民票の写しを  
加害者へ誤交付

支援対象者の戸籍の附票の写しを  
加害者へ誤交付

当初受付市区町村が支援措置情報を  
連絡し忘れたため、本籍地市区町村  
が支援対象者の戸籍の附票の写しを  
加害者へ誤交付

加害者の依頼を受けた弁護士に対し、  
支援対象者の住民票の写しを誤交付

転送受付市区町村において、支援措  
置情報が関係部局と共有されなかつ  
たため、支援対象者の現住所の情報  
が書かれた証明書を加害者へ誤交付

デジタル手続法を受け、5年超保存除  
票の写しの交付開始に備え、支援措  
置情報の確実な把握が必要

## <要請等>

<b>平成26年 6月25日</b>	支援措置に関する <b>事務の適正な執行の徹底</b> や以下の <b>留意点を踏まえ再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知</b> ・支援措置責任者の設置・明確化 ・支援措置責任者への確認の徹底 ・交付制限の解除権限の限定 ・マニュアルの改善 ・チェック方法の改善 ・他部局との情報連携の改善
<b>同日</b>	<b>都道府県担当者を集めた説明会において、</b> 市区町村における適正な事務処理の <b>徹底等を要請</b>
<b>7～8月</b>	<b>各都道府県で開催される市区町村住基担当者向け</b> <b>説明会</b> で、適正な事務処理の <b>徹底等を要請</b>
<b>9月10日</b>	支援措置に関する <b>事務の適正な執行の徹底</b> や以下の <b>留意点を踏まえ再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知</b> ・閲覧・交付請求者の本人確認等の徹底 ・支援措置責任者への確認等の徹底 ・人事異動後等における適正な事務の執行の確保
<b>平成27年 9月4日</b>	支援措置に関する <b>事務の適正な執行の徹底</b> や以下の <b>留意点を踏まえ再点検の実施と必要な対策を講じることを全自治体に通知</b> ・情報連携・連絡等に関する徹底 ・事務処理の確認に関する徹底
<b>平成30年 3月28日</b>	弁護士等から加害者の代理人として又は加害者が依頼した事件等の特定事務受任者として住民票の写し等の交付等の申出があった場合には、 <b>加害者から本人からの申出があったものとみなし、申出を拒否する取扱いとすべき旨を全自治体に通知</b>
<b>平成30年 12月3日</b>	裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があった場合には、加害者には交付せず、 <b>裁判所からの調査囑託に基づき、裁判所に交付する方法によることを全自治体に通知</b>
<b>令和元年 6月27日</b>	支援措置に関する <b>事務の適正な執行の徹底</b> や支援措置状況を共有すべき庁内の関係部局を改めて確認し、連携を図るなど、 <b>事務処理状況等を再点検の上、必要な対策を講じることを全自治体に通知</b>
<b>令和元年 10月18日</b>	当初受付市区町村は、DV等支援措置申出者からの申出に基づき、 <b>DV等支援措置情報</b> を関係市区町村に対し、 <b>速やかに転送すること</b> や、転送受付市区町村は、 <b>転送されたDV等支援措置情報を1年間保存することを全自治体に通知</b>

# 印鑑登録証明事務における成年被後見人の欠格条項の見直し

背景

- 成年被後見人等であるという理由で一律に資格等から排除する仕組みを改め、各資格等にふさわしい能力があるかどうかについて実質的な審査を行う仕組みとすべきであるとの指摘。
- これを受けて、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）が成立。

改正概要

- 「印鑑登録証明事務処理要領」（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）において、成年被後見人は、印鑑の登録を受けられないこととされてきた。
- 整備法の趣旨を踏まえ、「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について（通知）」（令和元年11月19日付け総行住第119号）により、印鑑登録証明事務における成年被後見人の欠格条項を見直し、印鑑登録証明を利用する前提となる意思能力を有さない者が印鑑の登録を受けられないこととした。

運用

- 成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、これらの申請を受け付けることとして差し支えない。
- 既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合には、当該印鑑の登録を職権で抹消した上で、その者に対し、当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑の登録を受け取るための手続について案内することが適当である。

## 外国人住民に係る通称記載における留意事項について(通知) (平成30年3月26日付総行外第1号)の概要

- 現在、通称記載においては、社会生活上通用していることその他の居住関係の公証のために住民票に記載されることが必要であると認められる事由の説明を求めることとしている。
- 具体的には、国内における社会生活上通用していることが客観的に明らかとなる資料等の提示を複数求めることにより、厳格に確認を行うこととしている。  
(平成25年11月15日付総行外第18号通知、住民基本台帳事務処理要領第2-2-(2)サ)

### 報告のあった事案

- 上記確認にあたり、偽造された診察券及び雇用実態のない会社の社員証を行使する等、不適切な資料を用いて通称を住民票に記載した上で、同通称名で国民健康保険証を取得しようとした。

### 通知内容

- 不正記載事案が頻発していることから、以前より厳格な確認をお願いしているが、改めて留意事項をまとめて通知するもの。
- 複数提示させる資料等については、少なくとも本人の意思により作成したと認められる資料は適当ではない。
- 確認の際には、書類の有無のような形式的な確認ではなく、使用実績を確認するため口頭確認等を行うなど徹底して確認を行うようにし、書類に疑義があれば証明書の発行元に確認するなど厳格な確認を行うこと。

等